

大阪大学大学院医学系研究科博士課程医学専攻／修士課程医科学専攻
における研究指導計画書に関する申合せ

大阪大学大学院医学系研究科の大学院課程（博士課程及び修士課程。博士前期課程、後期課程は除く。以下同じ。）の学生に対して、大阪大学大学院学則第5条の4第1項に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、次のとおり定める。

- 1 計画書は、各年度、教室ごとに指定された期日までに指導する学生ごとに作成する。
- 2 指導教員は、次の手順で計画書を作成する。
 - 一 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - 二 作成した計画書を学生に明示し、指導教員と学生の双方が適切な方法により参照できるようにする。
- 3 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改めるよう努める。
- 4 研究科は、必要に応じて、指導教員に対し研究計画に基づく成果を報告する機会を設けることができる。
- 5 博士課程の学生は、作成した計画書を研究発表会の申請書類の1つとして、4年分をまとめて教務係に提出する。3年次3月末早期修了申請者については、3年分をまとめて教務係に提出する。
- 6 修士課程の学生は、作成した計画書を2年次の11月中旬に、主査・副査候補者の推薦書、論文概要と併せて2年分の計画書を教務係に提出する。
- 7 学生が退学しようとするときは、退学願に加え、退学を希望する年度までの計画書を併せて教務係に提出する。
- 8 提出された計画書は、5年間、教務係で保存するものとする。
- 9 この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項については、大学院教務委員会が定めるものとする。

令和2年10月5日
大学院教務委員会承認
令和2年11月12日
医学博士課程委員会承認